

水元公園マネジメントプラン

水元公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	44-3
I 水元公園の基本的事項	44-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 水元公園の開園概要	44-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 水元公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	44-8
2 取組方針	44-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	44-20
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
水元公園の現況写真	
占用基準を緩和する区域図	
<資料編>	44-27
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 水元公園に関する資料	



はじめに

「水元公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 水元公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第9・6・3号水元公園
- ・位置 葛飾区東金町五・八丁目、東水元二丁目、水元公園及び西水元六丁目、埼玉県三郷市大字高須字堤外
- ・面積 145.0 ha
- ・種別 広域公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 平成16年8月13日 東京都告示第1288号

(2) 水元公園の基本的な性格・役割

本公園は、区部北東部、埼玉県との境の小合溜（こあいだめ）に沿って広がる都市計画公園である。計画面積約145haの区域には、江戸時代の八代将軍徳川吉宗の指示により掘られた遊水池（兼、灌漑用水の源水池）である小合溜から引かれた大小の水路が園内を走り、都内で唯一の水郷景観を残している。また、ポプラ並木やメタセコイアの森とともに、広大な敷地に残る自然的環境を保全、創出し、区部にありながら、都を代表する自然型の公園としての特性を併せ持っている。本公園の北側には小合溜をはさみ、埼玉県営みさと公園が広がる一方、東側は江戸川沿いの緑地帯につながっており、東京東部の「緑の拠点」のみならず、東京の「水と緑の骨格軸」を形成する上でも大きな役割を担っている。

園内にはポプラ並木やメタセコイアの森、ハンノキなど水辺に強い樹木が生育し、しょうぶ祭りで著名なハナショウブやスイレン、オニバスのほか、コウホネ、アサザ等の希少な水生植物を鑑賞することができる。また、3つの観察舎を有する公園西部のバードサンクチュアリや公園東部の不動池などではカワセミのほか四季折々の野鳥の姿を見ることができる。広大な園内には10haに及ぶ大きな芝生広場やキャンプ場、バーベキュー場、遊具広場、せせらぎ広場、野外ステージ等が配置され、東金町八丁目地区ではスポーツ施設等の整備も完了するなど、本公園は、散策や鑑賞、自然観察のほか、デイキャンプや野球、テニスなど多様な活動に供せられる一大レクリエーション拠点となっている。

なお、東京都地域防災計画及び葛飾区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

また、平成30年には、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に指定され、景観法により景観重要公共施設（景観重要都市公園）に指定された。

(3) 整備計画

水元公園整備計画（昭和46年）

水元公園の特色は、水辺地景観にあるため、植栽計画は水辺地の植生であるやなぎ、ぽぷら、はんのきなどを主とした計画とし、明治100年記念広場を中心とした地区に水郷的景観を造成する。

水元公園（水産試験場跡地地区及び東金町八丁目地区）整備計画（平成12年）
整備計画策定の方針

- ① 外郭環状道路の西側は、昭和46年の整備計画における水族園ゾーンという位置づけを踏まえ、水郷景観との調和を図りながら多様な水辺を保全・創出する水辺環境ゾーンとする。これに対し、外郭環状道路の東側は、水元公園全体の施設配置の観点からスポーツゾーンと位置づけ、レクリエーション利用の場として整備する。
- ② 水元公園全域が22世紀の都市の森づくり公園と位置づけられたことから、22世紀の都市森ゾーンを設け、100年をかけて森づくりを行う。
- ③ 加用水、中央水路を活用し、江戸川から小合溜へと連続する“水の軸”をつくり、開園部分の水郷景観と調和した景観の創出を図る。
- ④ 水元公園全体の動線を確保し、みさと公園、江戸川河川敷への移動を可能にする。また、歩行者動線の整備にあたっては高齢者や障害者の利用に配慮する。
- ⑤ 公園整備にあたっては、多様な水辺が残された現在の自然環境を保全、活用するとともに、矩形の養魚池の形態を残したり、区と役割分担を図りながら金魚を展示するなどし、水産試験場や地域の歴史を生かす。また、植物の生育状態などの自然環境や利用実態を反映させながら、段階的に整備を進める。
- ⑥ 葛飾区や地元活動団体の協力を得ながら、市民参加によって、水辺環境づくりや森づくりを行うほか、水産試験場跡地などに残された自然資源を活用した、水辺の自然環境や人と水との関わりなどの環境学習ができる仕組みをつくり、公園利用の活性化を図る。

2 過去の取組の成果等

（1）過去の取組の成果

「水元公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

占用基準を緩和したイベントの実績はなし。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明や非常用発電設備、デジタルサイネージなど、避難場所としての防災施設の整備を行った。地域連携防災訓練等を実施した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

公園整備を進め、令和2年4月までに合計2.63haを開園した。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全管理計画を策定し、工事等を実施し、多様な生物が生育する空間を整備した。また、整備完了後にはモニタリング調査を実施した。睡蓮池、散策池、水生植物園、オニバス池、現況保存池において、かいぼりを実施した。

○子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

ふれあいフェスティバルや工作教室、親子耕作体験等の多様なイベントを実施した。

（2）水元公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・美しい景観によるおもてなしの推進
- ・NPO等との協働により貴重な植物資源の保全・育成・創出による生物多様性向上
- ・多様な主体との連携による地域の活性化

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・葛飾区地域防災計画（令和2年改正）

Ⅱ 水元公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立水元公園（みずもとこうえん）
開園日 昭和40年4月1日
開園面積 936,999.24 m²（令和4年9月1日現在）
公園種別 広域公園
所在地 葛飾区水元公園、東金町五・八丁目、埼玉県三郷市高須
アクセス JR常磐線・東京メトロ千代田線「金町」から京成バス「水元公園」下車

(2) 主な公園施設

中央広場（約10ha）、はなしょうぶ園（約100種）、メタセコイアの森（1,800本）、ポプラ並木、水元グリーンプラザ、水生植物園、カワセミ池、少年キャンプ場、冒険広場、バーベキュー広場、多目的広場、集会場（涼亭）、ドッグラン、水元かわせみの里（区営）、駐車場（有料）

2 利用状況等

(1) 利用概況

葛飾区内はもとより、足立区や隣接する千葉県、埼玉県からも利用者が訪れる。大芝生広場が休憩やレクリエーションなどで利用されるほか、水生植物園、花菖蒲園などを目的に来園する人も多い。また水辺でバードウォッチングや釣りを楽しむなど、公園の特徴を活かした利用形態も見られる。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計 （人）	2,256,616	2,553,638	2,819,083	2,767,244	2,927,275

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人）	254,899	290,299	176,230	99,470	86,740	195,095
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2,256,616	190,634	283,440	149,457	140,292	136,982	253,078

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

9団体・約221名が、自然保護活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「公園見どころガイドツアー」「防災フェスタ」などが行われた。

Ⅲ 水元公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定
避難場所（かわせみの里周辺・香取神社脇除く全域）
- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（駐車場（管理事務所北））
災害時臨時離着陸場候補地（駐車場（管理事務所北）、少年野球場（葛飾区東金町運動場少年野球場））
- ・葛飾区地域防災計画による指定
避難場所（かわせみの里周辺・香取神社脇除く全域）

◎主な取組確認項目：防災訓練等の実績

■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は中川と江戸川の間位置し、遊水地である小合溜に沿って造られた公園であり、都心部の緑のネットワークを形成している。周辺の水と緑の繋がりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標4：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

■目標5：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子供の育成・多世代交流の取組

■目標6：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

さらに、都立公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、占用基準を緩和した区域でのイベント開催を進めていく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組、占用基準を緩和したイベントの実績

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・少年キャンプ場・自由広場のあるゾーン

主に団体利用を対象とした少年キャンプ場と、水道局の給水施設の上部を人工地盤として整備した自由広場のゾーンであり、幅広いレクリエーション利用に対応していく。

- ・芝生広場と多目的広場のゾーン（東金町8丁目地区）

芝生広場を囲むようにパーゴラ、ベンチ、トイレの休憩施設が配置されており、スポーツ前の準備運動、スポーツ後の休憩の広場としての利用にも対応していく。

なお、多目的広場については、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

B：遊具広場ゾーン

- ・冒険広場ゾーン

大型遊具、ローラー滑り台をはじめ幼児でも楽しめる遊具が配置されており、安全・快適な利用に対応していく。なお、一角にドッグランが設置されている。

- ・アスレチック遊具のあるゾーン（東金町8丁目地区）

芝生地にアスレチック遊具やトランポリンなどが配置されており、安全・快適な遊びに対応していく。

C：イベント広場ゾーン

- ・中央広場のあるゾーン

面積約10haのなだらかな起伏のある芝生広場であり、各種レクリエーションやイベント等に対応していく。

D：入口広場ゾーン

- ・入口広場のあるゾーン

噴水広場、売店が配置されており、公園の入口としてふさわしい景観づくりや公園案内機能の充実を図っていく。

E：休息・散策ゾーン

- ・メタセコイアの森と樹林地のあるゾーン

生きている化石として知られるメタセコイア約1,800本からなり、都立公園で

は最大規模のものである。連続する樹林地とともに樹林の育成管理に努めるとともに、快適な休息・散策利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・野球場とテニスコートのあるゾーン（東金町8丁目地区）
野球場1面・テニスコート6面（葛飾区管理、設置許可）がある。運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら施設利用者などにも配慮した管理を行う。

H：展示・学習ゾーン

- ・水元グリーンプラザのあるゾーン
自然関係の展示場となっている水元グリーンプラザや都市緑化植物園、苗園があり、公園の自然の紹介、植物・自然環境の学習、情報発信の場としていく。
- ・金魚展示場のあるゾーン
旧水産試験場で行われていた金魚の飼育場を継承する施設。葛飾区により運営されていることから、双方が連携を図った管理を行う。
- ・水元かわせみの里（水元小合溜水質浄化センター）のあるゾーン
水元小合溜の水質を浄化し、かつて水元小合溜に生息していた生きもの呼び戻すことを目的として平成7年に開設された施設で、「水元かわせみの里」の愛称がある。葛飾区により運営されていることから、双方が連携を図った管理を行う。

I：修景ゾーン

- ・はなしょうぶ園のあるゾーン
16枚の菖蒲田の合計面積は約9,200㎡におよび、6月初旬になると約100品種約20万本もの花が楽しめる都内有数の花の名所であることに留意した対応をしていく。

J：樹林ゾーン

- ・樹林地のあるゾーン（東金町8丁目地区）
近年整備された不動池の周辺の樹林地等である。梅林については、育成管理に努め、スポーツゾーンにおける花見の名所としてく。カワセミ等の野鳥が見られる不動池とその周辺の樹林地は、現況自然環境の維持・保全を図っていく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・バードサンクチュアリと水生植物園のあるゾーン
一部は立ち入り禁止区域となっており、野鳥を保護している。水生植物園とあわせ、水辺の自然環境を保全していく。
- ・水産試験場跡地のあるゾーン
野鳥観察舎や小合溜沿いの親水遊歩道等があり、小合溜の水辺環境を復元し、憩いの場等として利用していく。
- ・ごんぱち池のあるゾーン（天王免地区）
ごんぱち池には、環境省レッドリストで準絶滅危惧（NT）に指定され、都内でも希少な「アサザ」が自生し、水産試験場跡地の池には、絶滅危惧II類（VU）の「オニバス」が自生し、希少な植物を観察することができる。周辺環境を維持・保全し、希少種の保護・育成に努めていく。
- ・カワセミ池のあるゾーン

カワセミ池は、カワセミの営巣できる環境を目標として整備したものであり、水元かわせみの里との連携などにより、良好な環境づくりに対応していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・せせらぎ広場のあるゾーン

子ども達が安全・快適に水遊びを楽しめるように、水質や施設の衛生面、安全面に留意し維持管理していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

なお、駐車場（管理事務所北）については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理所、倉庫等のあるゾーン

利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。また、植栽管理に伴うチップ化作業やゴミ集積所での管理作業は利用者の安全に配慮し行っていく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部

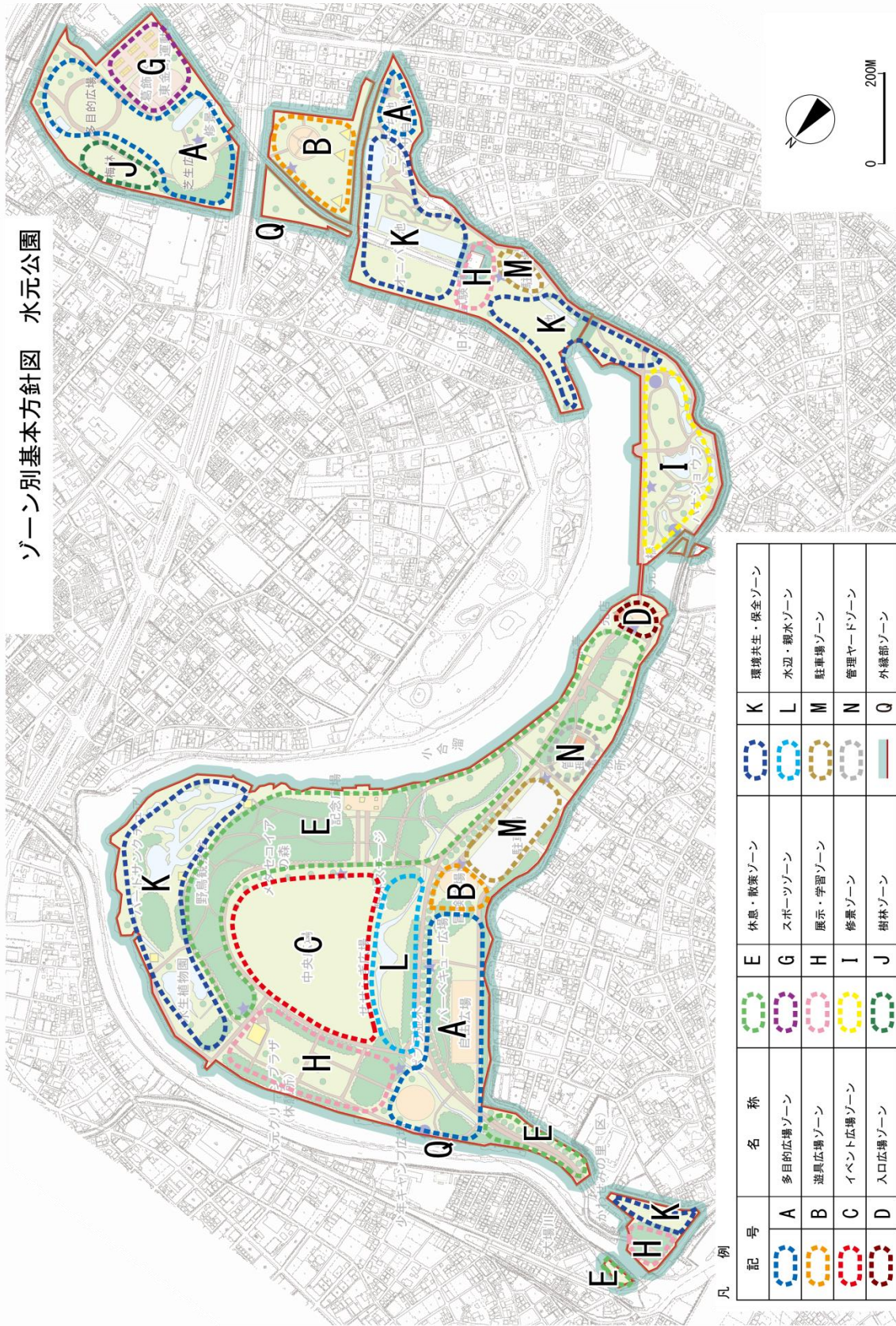
本公園は、東側は小合溜を介して埼玉県のみさと公園等に面し、西側は概ね桜堤に接している。外縁部の管理に際しては、対岸のみさと公園や住宅地から見た外縁部景観に配慮するとともに、隣接する堤の桜の育成等にも配慮した維持管理を行っていく。区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 水元公園



凡 例

記号	名称	E	K	L	M	N	Q
A	多目的広場ゾーン						
B	遊具広場ゾーン						
C	イベント広場ゾーン						
D	入口広場ゾーン						
	休息・散策ゾーン						
	スポーツゾーン						
	展示・学習ゾーン						
	修業ゾーン						
	樹林ゾーン						
	環境共生・保安ゾーン						
	水辺・親水ゾーン						
	駐車場ゾーン						
	管理ヤードゾーン						
	外縁部ゾーン						

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/25000の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都市基文第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①水郷景観や貴重な自然環境の維持・保全

江戸時代からの歴史的背景を残す水郷景観や園内の希少種を後世に引き継ぐべく、水辺の自然景観の維持・保全に努める。特に「アサザ」「オニバス」等の希少種の育成管理については、重点的かつ優先的な維持管理を行う。

②本園のシンボル：花菖蒲園、メタセコイアの森、ポプラ並木

地域の観光拠点ともなっている花菖蒲園をはじめ、水元公園を代表する景観要素であるメタセコイアの森、ポプラ並木等については、花や樹姿などが常に良好であるように、重点的かつ優先的に育成管理、維持管理を行う。

③多様な活動に対応し、広い空を実感できる芝生広場

10ha に及ぶ広大な芝生広場は計画的に草刈等を行い、広く明るい空を実感できる広場として、安全で快適に利用できるよう、維持管理を行う。

④多様な環境の創出

隣接する小合溜やバードサンクチュアリ、カワセミ池などをふまえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

⑤水元大橋の管理

水元公園を代表する景観として定着している水元大橋は、適切な機能維持のためきめ細かな補修、定期的な補修などを実施する。

⑥園内の池の維持管理

睡蓮池、散策池、水生植物園、オニバス池、現況保存池において、水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえた適切な管理に取り組んでいく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①民間活力導入・パートナーシップの推進

都立公園の活性化や魅力向上を目的に、一部の広場において、民間の活力・ノウハウ・資金を導入したイベント等を受け入れるため、占用許可の基準を緩和している。また、みさと公園および関連機関と連携するなど、利用の促進のための取組を進める。

②野外体験等による子どもの心身の育成

キャンプ場を活用した野外体験などにより、子どもや大人が身体や頭を働かせて活動できるとともに、多世代が交流できる機会を提供していく。

③多様な主体との協働による公園づくり

ボランティア団体やNPOとの協働により、アサザやオニバスなどの希少な水生植物の保全に取り組む。また、豊かな水郷の景観を守り、水郷の歴史と文化が香る風格ある公園づくりを進めるために、多様な主体との協働などについても取り組んでいく。

④ドッグランの運営

ドッグランは、犬に関する苦情及びノーリードで犬を遊ばせたいという要望に応えるために設置しており、利用登録を含め施設の適切な利用を図るとともに、犬同伴の利用者へのマナー向上やしつけ教室などの普及啓発の場として活用する。

⑤自然資源等の活用

豊かな自然環境を活かし、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムを実施することなどにより、子どもから高齢者まで多様な世代が楽しみながら、体験や学びができる取組を進める。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：2,000 m²

葛飾区東金町五・八丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

IV 図面・写真

現況平面図 水元公園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

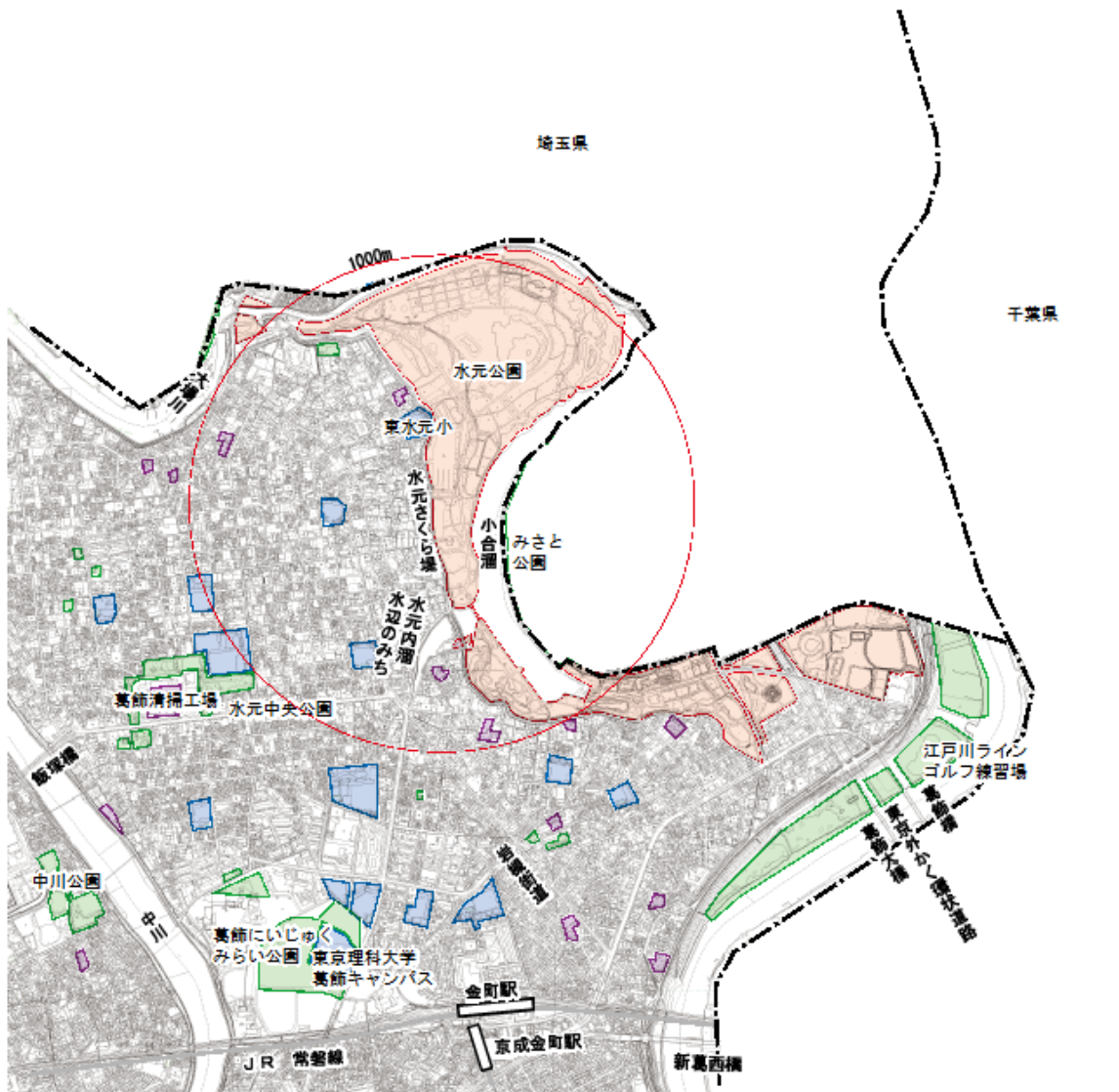
水元公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

水元公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地 ■ : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000M



水元公園の現況写真 【令和4年6月撮影】

①噴水広場



⑤冒険広場



②管理棟付近主園路



⑥バーベキュー広場



③駐車場



⑦自由広場。



④ドッグラン



⑧メタセコイアの森



⑨ 記念広場



⑬ 中央広場



⑩ バードサンクチュアリー



⑭ セセラギ広場



⑪ 水生植物園



⑮ 少年キャンプ場



⑫ グリーンプラザ



⑯ ポプラ並木と大場川



⑰水元大橋



⑰子ども広場



⑱はなしょうぶ園



⑳芝生広場



㉑オニバス池



㉒ゲートボール場



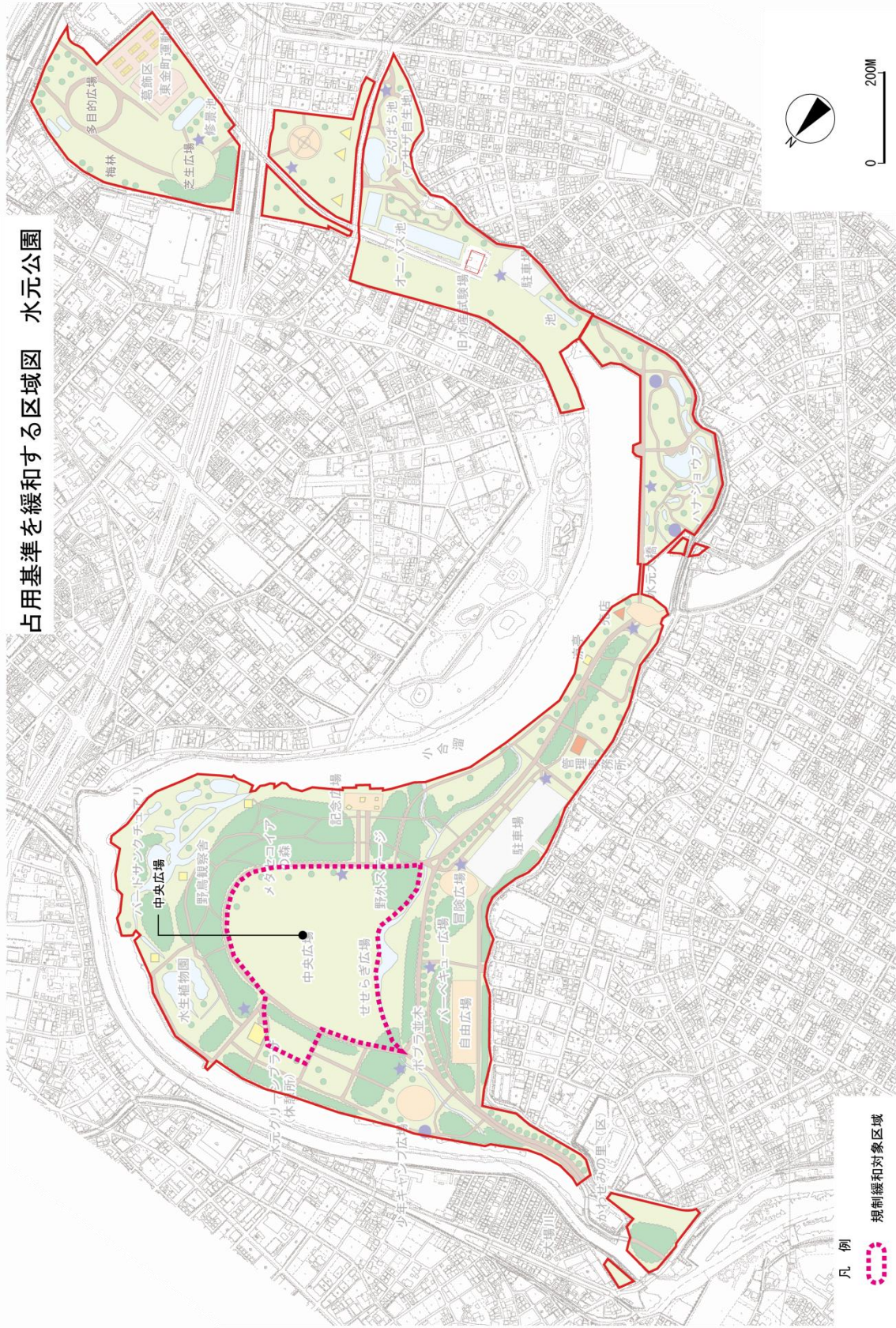
㉓ゴンバチ池（アサザ自生地）



㉔多目的広場



占用基準を緩和する区域図 水元公園

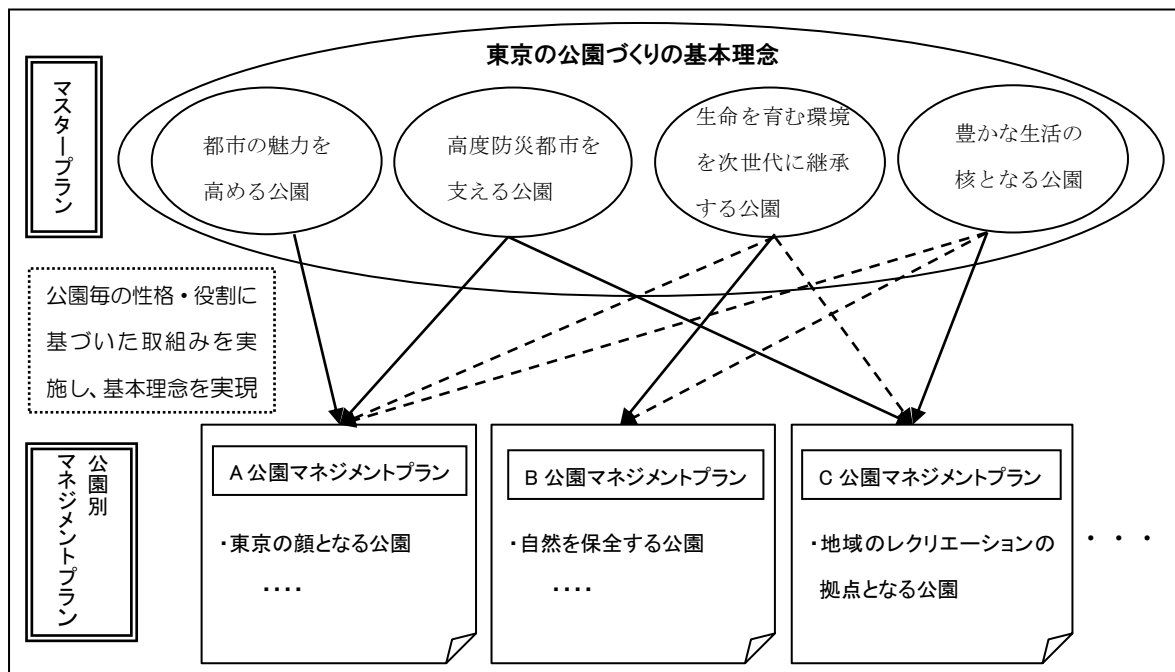


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、水元公園が担うことになるプログラムには◎を、水元公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 水元公園

基本理念	プロジェクト		プログラム		
都市基本理念1 魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○	
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○	
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	◎	
		(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高度基本理念2 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎	
			非常用発電設備の導入	◎	
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○	
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	◎ ○ ○	
基本理念3 生命を継承する公園環境を次世代に	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎	
			既存公園の再整備	○	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理		生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
				公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎	
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな基本理念4 生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○	
		(2)公園の魅力発現事業の展開	公園利用のアイデア募集	○	
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	◎ ○	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎	
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○	
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○	
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎	
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○			

資料2 水元公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 10 年 5 月 1935 年	村杜日枝神社の氏子より、共有地の一部 937 坪の寄附を受け、更に、その隣接地 75 坪も寄附されて、のちに道路敷の交換等を行い 1,019 坪 28 の地域を児童公園に指定
昭和 10 年 8 月 1935 年	上記を山王台公園として開園
昭和 15 年 3 月 1940 年	紀元 2600 年記念事業として都市計画並びに事業決定、計画面積 170.66ha（「水元大緑地」都内六大緑地の一つ）
昭和 17 年～22 年 1942 年～1947 年	大戦中より戦後にわたり農事実行組合、その他に貸付けていた面積 259,610 坪
昭和 23 年 1948 年	自作農特別措地法により 259,037 坪を農地として開放し面積は 76,235、他に水面、堤塘敷 165,199 坪
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定。東京都市計画公園・緑地の大改定が行われ水元公園と改名
昭和 40 年 3 月 1965 年	開園予定区域の買収を完了、河川埋立の許可、施設造成工事を 35 年より引続施工
昭和 40 年 4 月 1965 年	東京都告示第 294 号をもって開園 81,694.75 m ² （水元公園として旧山王台公園も含めて）
昭和 42 年 6 月 1967 年	「地方公共団体の行う明治百年記念森林公園の設置基本要綱」に基づき、明治 100 年記念公園事業として国の指定
昭和 44 年 5 月 1969 年	埼玉県側にあたる 19.1ha を廃止、151.5ha
昭和 44 年 9 月 1969 年	青年の家設置を許可（東京都教育委員会土地 464.29 m ² ）
昭和 49 年 12 月 1974 年	地下配水場を許可（東京都水道局 20,663.94 m ² ）
昭和 50 年 3 月 1975 年	明治百年記念広場完成
昭和 50 年 3 月 1975 年	池水浄化設備完成
昭和 51 年 4 月 1976 年	バードサンクチュアリを設置（7.2ha）
昭和 53 年 6 月 1978 年	追加開園 125,793.12 m ²
昭和 54 年 6 月 1979 年	追加開園 4,382.85 m ²
昭和 56 年 3 月 1981 年	子供広場の設置を許可（2,869.00 m ² 葛飾区管理）
昭和 56 年 3 月 1981 年	有料駐車場の設置（(財)東京都公園協会管理）
昭和 62 年 6 月 1987 年	緑の相談所オープン
昭和 63 年 1988 年	水産試験場より東側地区の整備に着手

平成元年 4 月 1989 年	野外ステージオープン
平成元年 1989 年	水元公園鳥獣保護区の設定
平成 3 年 1991 年	小合溜を公共溝渠から河川法の準用河川に指定、これによって河川水を導入した浄化が可能
平成 9 年 3 月 31 日	国有財産無償貸付契約を締結し、約 860 m ² の用地の貸付を受ける。
平成 9 年 5 月 1997 年	都立水産試験場が移転し、水元公園として跡地利用されることが決定
平成 12 年 4 月 2000 年	東京都公園審議会より、都立水元公園（水産試験場跡地地区及び東金町八丁目地区）の整備計画答申
平成 16 年 8 月 2004 年	東京都告示第 1288 号により、都市計画変更
平成 16 年 6 月 2004 年	追加開園 34,004.99 m ² （水産試験場跡の一部）
平成 17 年 6 月 2005 年	追加開園 2,245.29 m ² （石庭広場）
平成 18 年 6 月 2006 年	追加開園 40,934.28 m ² （水産試験場跡地）
平成 20 年 8 月 2008 年	東京都震災対策条例により、駐車場（管理事務所北）が、救出・救助の活動拠点に指定される。
平成 21 年 6 月 2009 年	追加開園 16,853.13 m ² （東金町 8 丁目地区）
平成 22 年 6 月 2010 年	追加開園 42,544.27 m ² （東金町 8 丁目地区）
平成 23 年 6 月 2011 年	追加開園 11,969.6 m ² （かわせみの池地区）
平成 24 年 7 月 2012 年	福島原発事故による放射能汚染土の撤去（除染作業）を行う（第一駐車場脇）
平成 25 年 3 月 2013 年	追加開園 3,489.66 m ²
平成 28 年 2 月 2016 年	追加開園 26,013.76 m ²
平成 30 年 2018 年	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められる。 東京都景観計画により景観重要公共施設（景観重要都市公園）に位置づけられる。
令和 2 年 4 月 2020 年	追加開園 617.81 m ²

（2）公園の自然・社会環境

1）自然環境

- ・本公園は、江戸時代に掘られた遊水池である小合溜に沿って整備された、水郷景観を持つ公園ある。

- ・立地特性より大小の水路が園内にあり、メタセコイアやハンノキ等の水辺に強い樹木が茂り、水生植物も多く豊かな自然環境を構成している。
- ・動物相は鳥類ではコサギやカモ類等、昆虫類ではオオセスジイトトンボ等の希少種もみられる。

2) 社会的環境

- ・公園の北東側は小合溜を挟み三郷市であり、都県境に位置する。
- ・本公園は、主要幹線道路や鉄道等から離れており（約2km南に国道6号線、常磐線金町駅）、公園周辺の道路は狭く複雑に入り組んでいる。最寄りのバス停（水元公園）からは、徒歩で良好にアクセス可能である。
- ・公園南西側境界部分は土手状の区道であり、桜並木の「桜土手」として、葛飾区が整備を進めている。境界が土手状になっていることにより、民家と直接隣接していない。

(3) 園内のトピックス

①水生植物園

形態の似た水生植物を植え付け、違いが比較観察できるようにしている。

②バードサンクチュアリ

水辺の野鳥類を観察できる場として整備している。周囲を閉鎖し、野鳥が安心して休息できる場を確保している。

③花菖蒲園

水元公園を位置づける「花」で開花期には大勢の利用者で賑わう。

④少年キャンプ場・バーベキュー広場

少年の野外学習や家族連れ・仲間同士によるバーベキューが楽しめる場。

⑤冒険広場

子供達が樹林等自然に囲まれたフィールドアスレチックを楽しめる場。

⑥カワセミ池

カワセミの営巣できる環境を目標として整備した場所。区営の水元かわせみの里とともに利用すると自然環境学習に役に立つ。

⑦大芝生広場

面積が約10haあり、都立公園一の広さ、開放感が体験できる。

⑧野球場・テニスコート等

野球場・テニスコートは葛飾区管理の施設である。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

(件)

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
涼亭	33	59	78	105	100

2) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	130	135	120	92	72

映画等の撮影	38	45	62	56	48
その他	93	63	86	77	125

3) 主な催し物（令和3年度実施分）

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	おもてなし花壇	6～9月	—
	2	スポーツ教室（動画配信）	9～3月	—
	3	はなしょうぶ園の魅力発進	6月	—
	4	公園見どころガイドツアー	10, 12月	123
自主事業	1	工作教室	12月	約5,000
	2	ふれあいフェスティバルの魅力アップ事業	11, 12月	3,399
	3	防災フェスタ	2月	710
都民協働	1	ローズボランティア	4, 9, 10, 11, 12月	43
	2	公園連絡協議会	1, 3月	31
	3	地域連携防災訓練	11月	20

4) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
みずもと自然観察クラブ	自然観察、環境保全	18
イネ科花粉症を学習するグループ	水辺環境の再生・創出・保全	5
NPO法人水元ネイチャープロジェクト	自然環境の保全・保護	18
水元グリーンプラザ友の会	花壇整備ほか	35
水元公園ドッグランサポーターズ	ドッグラン施設の運営	48
NPO法人葛飾動物愛護の会	猫愛護活動	13
水元かわせみ倶楽部	自然環境保全、清掃・美化	45
大自然塾クラブ	自然環境の保全・保護・整備	15
エコシステムアカデミー水元	自然普及活動やイベント開催	24